

ピックアップ

イベント & ニュース

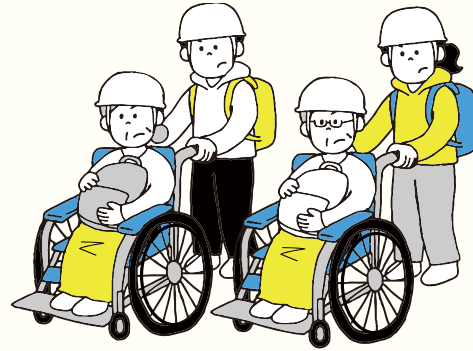
自力避難が難しい方は登録を 避難行動要支援者登録制度

地震や豪雨などにより、大規模な災害が発生した際、行政機関が対応できるまで時間がかかることが想定されます。

避難行動要支援者登録制度は、このようなときに、自力での避難が困難な市民が地域での支援を受けやすくするための制度です。

登録された情報は、市で管理し、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員にも共有し、災害時の安否確認や避難行動、日常的な見守り支援に活用します。

災害時に自力での避難に心配のある方は、ぜひ登録してください。



※①～⑤の場合であっても、自ら避難することができる方や医療機関へ入院中の方、施設へ入所している方などは避難行動要支援者には当たりません

避難行動要支援者登録制度の対象者

- ①65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②昼間独居の65歳以上の高齢者・障がい者
- ③重度障がい者で日常生活上支援が必要な方
 - 身体障害者手帳 1級・2級など
(視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部障がい)
 - 療育手帳(知的障がい) A1・A2など
 - 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級など
- ④介護保険制度において、要介護3以上の認定を受け、日常生活上支援が必要な方
- ⑤その他支援を必要とする方

●ふれあい手帳

かかりつけの病院やいつも飲んでいる薬などの情報を記入し、携帯することで、災害時や急病の際に、支援を受けやすくするための「ふれあい手帳」の配布を行っています。

日頃から携帯して、外出時やいざというときのために活用してください。



☎ 福祉総務課 ☎70・5613

障がいのある方とサポートする方のための 防災ハンドブックを改訂しました

災害への備えや障がいの種類別に気を付けることなど、当事者の方と支援する方に必要となる事項をできるだけ分かりやすくまとめたものです。今年8月に新しい情報を追加して改訂しました。

同ブックは「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」の災害対策部会が主体となり、障がい福祉課と共同で作成しました。市ホームページからダウンロードできるほか、同課、障がい児者相談支援センターで配布しています。

☎ 同課 ☎70・5623



ダウンロード
はこちらから

